

令和 7 年

区民委員会会議録

と き 令和 7 年 7 月 2 8 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年7月28日(月) 午後1時00分～午後2時37分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子 副委員長 藤原正則
委員 こしば新 委員 この孝子
委員 せらく真央 委員 高橋伸明
委員 おぎのあやか

出席説明員 川島地域振興部長 平原地域活動課長
澤邊生活安全担当課長 今井八潮まちづくり担当課長
築山戸籍住民課長 小林地域産業振興課長
栗原創業・スタートアップ支援 辻文化観光スポーツ振興部長
担当課長
大森文化観光戦略課長 守屋スポーツ推進課長

○午後 1 時 0 0 分開会

○西村委員長

それでは、ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○西村委員長

それでは、予定表 1 の幹部職員の異動についてを聴取いたします。

本件につきまして、理事者よりご紹介願います。

○川島地域振興部長

地域振興部の管理職の異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

令和 7 年 7 月 12 日付で、地域振興部副参事だったのですが、創業・スタートアップ支援担当課長に発令されました栗原でございます。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

このたび創業・スタートアップ支援担当課長の任命を受けました栗原です。よろしくお願いいたします。

○西村委員長

改めまして、よろしくお願いいたします。

なお、書記につきまして、吉田書記から川村書記に交代となりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 報告事項

(1) 令和 7 年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果について

○西村委員長

次に、予定表 2、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1) 令和 7 年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原地域活動課長

それでは、私から、令和 7 年度地域振興基金を活用した区民活動助成制度の審査結果につきまして、ご報告させていただきたいと思います。お手元の資料をご覧ください。

まず、1 番でございますが、区民活動助成制度の目的でございます。この事業は、品川区地域振興基金を活用し、区内で公益活動に取り組んでいる区民活動団体を対象に、地域課題の解決に向けた事業に資金助成を行い、公益活動の活性化と活動団体の育成を図るというものでございます。

続きまして、その下、事業概要でございますが、助成期間までに実施する事業に対し、資金助成を行うものでございます。

項番3、申請の（1）スケジュールにつきましては、資料に記載のとおりでございますが、説明会、事前相談、申請書類の提出の後、書類審査と面接審査を行ってまいりました。

（2）の助成金の種類については、3つございます。まず1つ目、チャレンジ助成は、既に公益活動を進めている団体が行う新規事業に対する助成です。②のスタートアップ助成は、活動を始めて間もない団体の事業を安定的に行えるよう支援していくものでございます。その次の③トライ助成は、区が提示するテーマに取り組む事業に助成するものでございます。

（3）の助成期間につきましては、チャレンジ助成・スタートアップ助成は4月1日から翌年2月28日までに実施する事業、トライ助成は9月1日から翌年3月31日までに実施する事業となっております。なお、トライ助成では、昨年度実施事業の継続申請については、4月1日から翌年3月31日までとしております。

その下、（4）の申請できる団体につきましては、主なものといたしまして、①番に記載の品川区内において公益活動を目的として活動している団体であること。飛ばしまして⑥番、団体の運営に関する規則が定められており、なおかつ会計処理が適正に行われており、内容を提示できるものであること。その下⑦番、団体構成員相互の利益を図ることを目的とする団体ではないことなどが要件となっております。

次のページをご覧ください。（5）の対象となる事業でございますが、チャレンジ助成・スタートアップ助成は、品川区の地域課題や社会的課題解決のために取り組んでいる事業であること。品川区の地域づくりを目的とした事業であることなどです。トライ助成につきましては、地域課題や社会的課題解決のために取り組む事業で、区が提示するテーマに取り組んでいる事業であることなどが対象となる予定でございます。令和7年度は、困難や生きづらさを抱える人たちを地域で支えるコミュニティづくりを募集テーマといたしました。

続きまして、その下、4番の審査方法でございます。審査に当たりましては、地域振興基金活用推進会議において書類審査、面接審査を経て決定しております。

この推進会議の審査委員につきましては、全員で7名で、学識経験委員1名、有識者委員2名、公募委員2名、区職員2名で構成しております。

審査基準の主なものといたしましては、事業の目的が明確であるか、具体的に示されているか、地域ニーズや地域課題、社会的課題を具体的に把握し示されているか、多くの区民にとって有益な、公益性のある事業目的となっているか、少し飛びまして8番でございますが、事業を遂行することにより、団体の自立・成長・能力向上が期待できるかなどとなっております。

資料、その下、5の助成金額についてでございます。

（1）助成の種類といたしましては、チャレンジ助成は、活動事業に対しまして助成対象額の3分の2以内で上限50万円としております。スタートアップ助成は、助成対象額の4分の3以内で上限30万円としております。トライ助成につきましては、助成対象額の10分の10以内で上限250万円を助成するものでございます。

対象経費については資料に記載のとおりでございます。

最後の1行、資料項番6でございますが、本年予算額につきましては1,050万円となっております。

次のページをご覧ください。審査結果につきまして、本年度は6事業の申請があり、全てを選定いたしました。以下の表をご覧ください。各選定事業につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思

います。

まず、1番、チャレンジ助成1年目、区内で活動する「子どもにかかわるボランティア」の育成と活動支援では、特定非営利活動法人ふれあいの家ーおばちゃんちを選定しております。事業概要についてでございますが、地域で子育て世帯を支えるボランティアの担い手を増やすため、基礎的な講座や実践の場の提供などを行っていくものです。

その次、2番のチャレンジ助成2年目、ペット同行避難体験・人とペットの防災展示体験イベントによる防災意識向上で、こちらは、しにゃねこっ。の会を選定しております。こちらの事業概要につきましては、人とペットの災害時の避難などをテーマに、防災体験展示、ペット同行避難体験、防災セミナー、ワークショップを実施し、ペットを飼っている方の意識向上を図るものでございます。

続きまして、3番のスタートアップ助成2年目、やしお森っこ／未就学児親子の森の居場所事業、やしおぼーずでございます。事業概要は、八潮地域における子育て世帯を中心とした多世代交流の促進でございます。

4番目は、スタートアップ助成3年目、みんなはどうしているの？～膠原病の交流会、こちらにつきましては、特定非営利活動法人膠原病・リウマチ・血管炎サポートネットワークでございます。こちらにつきましては、他者との出会いが少ない膠原病疾患を患っている方の孤立感を和らげるため、患者同士で体験を語り合うなどの場を提供するものでございます。

次のページをご覧ください。5番のトライ助成1年目、エンタメを活用した交流の場づくり、一般社団法人エムむすびでございます。事業概要は、孤立を感じている方が交流できる場として、エンタメを活用したイベントを実施するというものでございます。

6番目は、トライ助成の2年目です。地域団体デジタルサポーター育成事業、一般社団法人モノづくりXプログラミング for Shinagawaです。事業概要は、地域のデジタル支援に関心のある住民をデジタルサポーターとして育成し、デジタル活用に不慣れな地域団体への支援の仕組みづくりを行うものでございます。

本年度はこれら6事業で、助成金の合計といたしましては571万9,000円となったところでございます。

最後に、項番8、審査後のスケジュールでございますが、選定された団体に7月末に助成金を交付することとしております。

その次の、(2)の成果報告会でございますが、こちらは今年度の助成団体の活動内容を報告するとともに、団体へのアドバイスを行う場として実施しているもので、令和8年2月13日金曜日にきゅりあんの大会議室で実施する予定としております。委員の皆様も、ご都合がございましたらぜひお越しいただければと思います。

簡単ではございますが、私からの報告は以上でございます。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。ちょうど昨年この時期に、こういった報告が上がってきていまして、少し手続のところでお聞きしたいのですが、申請書の提出は事前相談終了後から4月30日となっておりますが、この事前相談というのは、マストになっているのでしょうか。

あと、今年の応募状況をお聞かせいただけたらと思います。

○平原地域活動課長

こちらの申請要件に当たりましては、その内容と助成金の方法等を説明する意味もありまして、事前相談は必須のものとさせていただいているところでございます。

今年度、相談自体は様々なところから来たのですけれども、実際に進んだところでは、今回の6団体になってございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。事前相談が必須ということで、もう申請を受け付ける時点で、その団体がやりたいことが明確になっているというのは、すごく審査しやすくいいかなと思っております。

継続の団体もいらっしゃいますけれども、今回、応募が6団体だったということで、昨年度申請されて、今年継続でまた再度という方はいらっしゃらなかったということなののでしょうか。

○平原地域活動課長

今年度、継続というのは、先ほどご説明の中で、例えばチャレンジ助成2年目となっているところが継続ということになりますけれども、継続となっているところにつきましては、昨年度行った成果を踏まえてさらに展開を図っていく意味で、継続となっているところでございますし、仮に昨年度行ったところで今年度お申込みがなかったところについては、事業の変更でありますとか、あるいは助成なしで何か進んでいくような形、そういったところ等々、様々な理由があるかなと考えているところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。そうですね、しにやねこっ。の会さんとかやしおぼ一ずさんとか、昨年からの継続の方が今年度もいらっしゃって、申請がなかったところも、今のお話だと、もう助成金なしで自立してやっていけますという団体もいらっしゃると思いますが、引き続き相談は乗っていただきたいなと思っております。

あと、トライ助成なのですが、掲げるテーマによって助成の対象は変わってくると思うのですが、今回のこのテーマを決めた背景というのをお聞かせいただければと思います。

○平原地域活動課長

まず、様々な相談でございますけれども、こちらにつきましてはNPOのサポートセンターに、私どもは相談をお願いしているところでございますので、そういったところで幅広く相談を受けさせていただいているところでございます。

続きまして、トライ助成のテーマでございますが、こちらにつきましては、事業所管でございます地域活動課でテーマ設定しているものでございますけれども、その年度に様々なお声、あるいは様々な区内の情勢などをこちらで勘案いたしまして、そういった中で、地域課題として困っているところ、あるいは、何か取り組むべきところがございますかといった観点でやっているところでございまして、今年度につきましては、孤独・孤立対策も一つクローズアップされたものですから、こういったテーマにさせていただいたところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。様々なテーマの案というのが出てきたと思うのですけれども、今年これに決まったということで、やはり困難や生きづらさを抱えている方たちが多いのかなと思っております。引き続き、助成だけでなく、ご相談に乗っていただけたらなと思っております。

成果報告会が来年2月13日ということで、楽しみに参加させていただきます。よろしくお願いします。

○西村委員長

ほかにございますか。

○こしば委員

私からは、チャレンジ助成1年目の団体の事業概要についてお聞きしたいのですが、子育てをする保護者の方を対象にした事業といますか、保護者支援のようなことに見受けられたのですが、3つ目のところで、後段ですが、「地域や子どもに関わる人材を増やす」ということで、子どもに関わる人材というのは、①、②のところでもよくわかったのですが、「地域や」となると、地域に関わる人材のようにも読み取ることができるわけなので、そのあたり、どのようにこの団体がこれから考えて取り組んでいくのか。地域となった場合、町会や自治会といったものを多分抜きにしては考えられないと思うので、その辺との関わりについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○平原地域活動課長

今回のチャレンジ助成1年目の、「子どもにかかわるボランティア」の育成と活動支援のところでございますけれども、こちらにつきましては委員ご指摘のとおり、まず、子どもに関わる人材のボランティア育成といったところで、担い手を増やしていきたいといったところでございますけれども、この団体の掲げているところで、子育て自体を地域全体でというような発想を持っていますので、その地域とのつながり、具体的にそれが町会・自治会とか、そういったところと何かではないのですけれども、広く、個別の子育てしている親を支援するとか、そういうことではなくて、そういったところも当然含めながら、地域での見守り、あるいは地域全体でのといった発想が持てるということで、地域という言葉が何か所も入ってきているような活動の提案があったところでございます。

そういった視点で、こちらにつきましても、「地域や」という、すみません、言葉の書き方につきましては少し分かりづらいところがあるかなと思いますが、いわゆる並列という形ではなくて、様々なものを包含した形で地域というものが入っていると私どもも理解し、そのような説明を受けてきたところでございます。

○こしば委員

ありがとうございます。地域に限定しているというよりも、町会・自治会というわけではなくて、全体で、そこに住んでいる周辺の方々も包含した意味合いでの子育て支援ということで、理解いたしました。

あと、5つ目のトライ助成の1年目の団体ですけれども、孤立を感じている方を支えていくという取組、本当にそのとおりだと思います。様々なリスクがありますので、そういったことを防いでいく取組というのは、すごく大切なことだと思うのですが、その中でその一つとして、エンタメを活用した取組をしていくということですが、このエンタメ、いろいろとツールはあると思いますけれども、公益の観点からしても、その辺との関わり合いといますか、エンタメというと、どうしても商業的な意味合いにも感じてしまうのですが、そのあたりはどのように団体が捉えているのか、取組もうとしているのか、教えていただけますか。

○平原地域活動課長

こちらのトライ助成1年目の団体につきましては、エンタメというのはあくまでも手段という形で、何か興味を引きやすいところで、そういう方々が自発的に出てくるきっかけづくりといったところで、まずエンタメというものを感じたといったところございまして、今回の私どもが話を聞いている中で

は、基本は音楽に関するエンタメでございました。そういったところを動機づけ、きっかけみたいな形で、何か興味のあるところで、幅広くに興味のあるものを考えていったときに、一つ音楽というものがあったということで、この団体から聞いているところですが、そういったものをきっかけに集まるような場を、気楽に参加できるような場をつくっていきたいといったところで、今回のこの理由になったと聞いているところでございます。

○こしば委員

ありがとうございます。何か歌い手さんが来たり芸人さんが来たり、そういうのではなくて、もっと幅広く、自分たちでそういったエンタメなどを使った取組、交流をすることによって、孤独を感じている方々が、そう感じなくなるようにやるということで、かしこまりました。

○西村委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

この事業そのものというところをお聞きしたいなと思っております。

まず目的ですけれども、品川区で活動している団体が、品川区にとって、品川区民にとって、こういうことが課題だ、こういうことが問題になっている。私たちの、その団体のやっていることで、それを解消に向けていきたい。こういうことで応募をされてくると理解をしています。一方で、そのプレゼンされてくる課題や問題は、品川区としてもその課題を、いわゆる審査し採用していくということは、品川区としてもその問題、課題は、そのとおりです、品川区としてもその課題は持っていましたという意識の中で採用されていくものと理解をします。

それで合っているかどうかというのが1点と、そうすると、品川区とこの活動する団体の方々との関係性というのは、どういう位置で活動していくものなのかというところを、2点目にお聞きしたいと思うのです。要するに、品川区としても持っている課題だし、プレゼンされてくる課題も、いわゆる区とマッチングをしていくというところで採用されていくということなのですが、品川区からぜひご協力くださいという、協力関係の協働体なのか、協働事業なのか、それとも、品川区が課題として思っていることについて、この団体のこうした活動は必要だから、どうぞご協力くださいというものなのか、それとも、いやいや、同じ土俵に立って、品川区と団体の方々と共にする、課題を一緒に解決にするというような立ち位置なのか、まずその辺を確認させてください。

○平原地域活動課長

まず、トライ助成の先ほどお示しさせていただきましたテーマにつきましては、私どもからこのテーマでということを年度で出させていただいているのですが、スタートアップとチャレンジにつきましては、特にそういうことは行ってございません。逆にNPOをはじめとした各種活動団体の方から、こういうことに課題感を持ってやっておりますということで、区に対してどういう活動ができるかといったところを、逆に私どもが審査の段階でご質問を受けて、やり取りさせていただきます。私どもも逆にその示されたテーマについて、区としての課題感というもので、実際にその活動の可能性であるとか、そういったことを確認させていただきながら最終的な選定まで行きますので、そういったところでは、課題感というものは共有されていると考えてございます。

なので、少し繰り返しになりますが、入り口として縛るのはトライ助成でございますが、チャレンジとかについては、こちらからの課題をメニュー化したものというよりは、提案を受けたところでの課題の共有化という形で考えてございます。

続きまして、区とその団体の関係でございますが、こちらの助成制度をやっている段階では、まだまだその団体が本当に活動できるのかとか、あるいは、自立的に運営していけるのかというところまで達していない団体もございます。本当はそういったところになっていただきたいのですが、まず、そういうふうになっていただけるように助成するという段階ですので、この段階ではまだそこまで行かないのですけれども、行く行くはやはり協働団体といったところで、一緒になって課題解決のためにやっていきましょう。これは別に区とその団体という形ではなくて、町会・自治会をはじめとした様々な地域の活動をやっているところと一緒にやっていくという協働事業の一つと考えてございますので、そういう団体を育成していくという方針で進めさせていただいているものでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。そもそもこの事業は、とても必要な事業だと思っているのです。なので、その団体の方々が、品川区の中での大きい課題から小さな課題まで、これは区民にとって、これを解消して差し上げることがより区民のためになると思う活動で提案してこれれると思うので、今、課長が育成と言ってくださいましたが、これまでも育成をされてきた団体はある思うのですけれども、何ていうのでしょうか、最長3年までできるものが途中で断念してしまう団体もあると思うのですけれども、どんな小さな課題でも、やはり区にとっては必要な課題であるとして採用してきたからには、その視点を、その団体だけではなくて、それをきっかけにその課題への取組というのが、その団体と一緒にできる方向性が見いだせれば、見いだしてやっていくのですが、確かに自立ができないというところはあるかと思うので、それをきっかけに、やはり所管での横串を刺しながら進めていくということが、大事ではないかなとは思っているところです。

なので、これまで応募して、始まったのだけれども、2年、3年と続かなかったところはどうかしているのか、主な例を教えてくださいですし、逆に3年たって、その方たちの活動が品川区とどう協働して、その課題解決に今実績としてなっているのか。特にトライ助成などは、区からの提案された事業と一緒に、共にやりましょうという、もう既にそういう取組になっていると思うので、そうした活動が、これまでどんなテーマがあって、どういうふうに活動をしてきて、どういうふうに今実績となっているのか、その辺のところも少し教えてくださいませんか。

○平原地域活動課長

まず、所管の横串というお話がございましたけれども、こちらで、私どもがいろいろ助成させていただいた団体であります、そこをはじめとした、それだけではないのですけれども、そういったところにつきまして、しながわすまいるネットという形で団体を紹介するサイトを設けさせていただいて、ご紹介させていただいております。あるいは、先ほどご説明させていただきました成果報告会のようなところで、どんな活動をしているのか、あるいは冊子なども作りながら、そういったところを地域にも紹介させていただいているところでございます。

また、一方で、これらのNPOをはじめとした活動団体が協働していくのは、何も区だけではなく、例えば企業と結びつくこともございますので、そういうNPOをはじめとした活動団体と企業との交流会も、私ども、支援というか、そういう場を提供させていただいているところでございまして、様々なそういった今につながる活動を行っているところもございます。

例えば、こちらの助成対象団体ではなかったのですが、学生がつくった、NPOにもなっていない団体なので、任意的な団体なのですけれども、今でいくと各地域のお祭りで屋台の設定とか、そういったところを請け負うというか、そういったところを積極的にやるようなところもございますし、一方で、

先ほど委員がご指摘されたように、やってみたのだけれども継続できなかったといったところも、率直に言って聞いているところでもございます。

ただ、そういったところにつきましても、一定のやはり課題感を持ってやろうとしてみたところにつきましても、そこに課題があったところも事実でございますし、そういったところで、どうしてできなかったのかというのは、私ども、聞ける範囲で聞いているところでもございますけれども、そういったものを次に生かしていきたいなと考えているところでございます。

○こんの委員

今、例で出たお祭りとかを任意団体でやってくださったというような、そうした、何でしょう、地域課題で本当に人が足りなくて困っているところが、その任意団体が、品川区全体をカバーできるぐらいの大きさなのかどうかというのにもよると思うのですけれども、そうしたことが、やはり品川区全体で、例えばお祭りについては、人が足りなくて困っている町会などはたくさんあるわけなので、それをもっと発展的に、品川区としてどう町会・自治会と結びつけていくかみたいなところを、もっとこの助成を受けた団体の、うまく言えないのですが、活用というのをできるようにすることが必要ではないかと思うのですが、今のお話を聞くと、できているところと、なかなかそこまでいかないところとあるのですけれども、そこが多分、課長がおっしゃる育成というところなのだろうと思うのですが、そこが、そこだけで、その団体の考え方だけで終わっていないと思うのですけれども、より品川区全体の、今言った町会・自治会に関連するものだったならば、そうしたところにその活動が影響を及ぼし、人が足りないところにあてがうというような動きになるのには、どうしてもその間のつなぎというところは、やはりそれは区になってくるのかなと思うので、その辺のところはどうなのでしょうというのが一つ気になる場所です。どんな状況なのでしょう。

○平原地域活動課長

個別に具体的にマッチングまではなかなかできていないところなのですけれども、先ほど言いましたNPOサポートセンターであるとか、そういったところで、どういうふうにしていくとその地域課題というものが具体的に実践できるのかといったところはサポートさせていただいておりますし、先ほどの事例でお話しさせていただきました例えば企業との交流会につきましても、かなり具体的に、こちらはもうマッチングそのものでございますが、そういったところもやらせていただいて、協働でございますので、何かお手伝いが入るというよりは、それぞれの団体にとってプラスといえましょうか、メリットみたいなものを感じられるようなところに、どんなふうにして結びつけられるのかといったところは、まず、できやすいところについては直接的にマッチングさせていただいておりますし、また、そうでないところについては、どんなやり方を取っていくべきなのか。先ほど委員から、全区的になどという規模の話もございましたが、NPOとか任意団体のお話でしたら、やはり規模を広げていくというのはなかなか難しい場合もございますけれども、逆に、どういうところにあなた方がやりたいことのニーズがあるのかといったことはお伝えさせていただいて、活動のフィールドを紹介させていただいているところでございます。

○こんの委員

企業などにそういう形でされているというのは、よく分かりました。

今回のこのふれあいの家ーおばちゃんちがやろうとしている、先ほどこしば委員からも少しお話がありましたけれども、ボランティアの育成、担い手をとったところは、いわゆる、何でしょう、一つには品川区の事業としてやる重層的支援体制といったものがある。その担い手の一つにもこういうのは

なってくるかなと想像するとなると、これは、ここの課長の所管だけでこの団体を終わらせるのではなく、所管とやり取りをして、こういう団体も提案してきていますよ、こういう団体と一緒に活動というのはどうなのでしょうみたいなのは、情報提供を他の所管と連携してというのはされるのですか。その辺はどうなのでしょう。

○平原地域活動課長

もちろんそこはNPOを育成するというか、そういう活動を支援する場といったところでは、その後ということが重要でございますので、様々な所管と連携しながらやらせていただいておりますし、その所管でやっているところが新たな視点での事業をやっていききたいといったときに、また我々のところで助成対象となることもございますので、その辺はしっかりと横の連携を取らせていただいているところでございます。

○この委員

ありがとうございます。様相がよく分かりました。いずれにしても、これは非常に大事な事業だと思っています。区民の方というか団体の方の目線で、品川区民の方が何に困っているのかという、そうしたところの提案をいただくというのは非常に大事だと思いますし、区からのお願いの課題だけではなくて、提案をしていただいたことを、その団体がやりやすいようにその活動をしていただくという、これも非常に大事なものだと思うので、ぜひ、その団体が思っている、また考えている課題を、品川区としては活用させていただくという形で、ぜひいい関係でこの事業をこれからも進めていただきたいと思います。要望で終わります。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了させていただきます。

(2) 臨海斎場の火葬料・使用料改定について

○西村委員長

次に、(2) 臨海斎場の火葬料・使用料改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

私から、臨海斎場の火葬料・使用料改定についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

本題に入る前に、臨海斎場について簡単にご説明いたします。2ページをご覧ください。2ページの下段、参考の部分でございます。

臨海斎場の設置主体は、地方自治法の一部事務組合である臨海部広域斎場組合でございます。

臨海部広域斎場組合は、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区で組織され、臨海斎場を設置・運営しています。

執行機関は現在、管理者は大田区長、副管理者が品川区長と世田谷区長、監査委員が港区長と目黒区長、目黒区議会議長となっております。

組合議会の議員は、組織区5区の議長が充て職となっており、議長は大田区議会議長、副議長は品川区議会議長でございます。

令和6年度の臨海斎場の利用状況ですが、火葬件数は9,808件、このうち品川区民の利用は1,597件です。品川区の死亡者数3,621名に対して44.1%の方が臨海斎場を利用されました。

本日は、臨海斎場の火葬料・使用料について、臨海部広域斎場組合から改定案が示され、組織区5区との協議を経て、臨海部広域斎場組合議会に上程されることになりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、1ページにお戻りください。

項番1の主旨でございます。

(1) 火葬料ですが、臨海斎場では、適正な利用者負担の観点の下、3年をめぐりに定期的に見直しを図ることとしております。このたび令和5年度の実績を基に火葬料を算定し、令和8年度には料金改定を行わないことといたします。

(2) 使用料ですが、令和7年度に火葬待合室を改修し、式場としても利用できるようにすることから、新たに貸出しすることとなる式場の使用料を設定するため、条例を改正いたします。

次に、項番2の火葬料金改定の概要です。

(1) 基本的な考え方ですが、適正な利用者負担となるよう、火葬事業に実際にかかる経費を基に、品川区を含む5区の組織区内料金と、それ以外の組織区外料金を算出します。

(2) の火葬料の算定方法ですが、火葬料収入で火葬事業が実施できるよう、改定率を設定します。令和5年度実績により算定したところ、改定率は0.96倍となりましたが、火葬に係る経費、件数ともに上昇傾向にある中で、現行の火葬料によりおおむね均衡を保っていることから、火葬料は改定しないことといたします。

(3) 他施設との比較でございますが、都立瑞江葬儀所は5万9,600円、民間斎場は9万円から16万円、臨海斎場は4万4,000円です。なお、ほかの火葬場では、収骨容器の費用が別途かかりますが、臨海斎場は収骨容器を含めた料金となっております。

2ページをご覧ください。項番3、新式場に係る使用料の設定についてです。使用料の算定に当たっては、既存の式場使用料から面積比で求めた額となります。既存式場は110.3平米で5万6,000円です。面積比から、新式場は68.7平米ですので、3万5,000円と設定します。区外料金は、既存の使用料同様3倍の額とし、10万5,000円とします。

新旧対照表は別紙のとおりとなります。

次に、項番4、今後のスケジュールについてです。8月に臨海部広域斎場組合議会に条例改正案が上程されます。新しい使用料につきましては、9月以降に周知してまいります。令和8年1月下旬には、既存の火葬待合室(4室)の式場としての貸出しを開始いたします。

最後に項番5、臨海斎場の整備計画でございます。式場につきましては、令和8年1月下旬に4室増え、合計8室となります。令和12年度には施設を増築し、式場はさらに4室増え、合計12室となります。火葬炉、保冷库も増設されて、それぞれ20基、44庫となる予定でございます。

説明は以上となります。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

○こんの委員

何点か式場のことをお聞きしたいと思います。

現在4室ある式場を8室にされるということで、4つ増えるということですが、火葬待合室を4部屋、式場にするというところですが、ここを少し確認したいのですが、そうすると、2階に待合室が

何個かある、それを転用するという形だと思うのですけれども、そうすると、火葬中に待機する場所と
いうか、控えるお部屋が足りなくなってしまうのですかといったところ。

それから、2階に式場となると、式を終えて火葬場に行くときの移動というのは、2階から大丈夫な
のですかということだとか、使い勝手の部分を確認させてください。

○築山戸籍住民課長

まず、1点目でございます。委員がおっしゃるとおり、現在、2階に8室、火葬待合室がございまし
て、そのうちの4室を式場としても利用できるように転用するものでございます。現在の状況ですと、
午前中は、火葬待合室としての利用はほとんどない状況でございます。ですので、8室ありますけれど
も、そのうちの半分以上は空いている状態ですので、その空いている部屋を式場として利用するという
形になります。式場の利用ニーズが最も高いのは午前中ですので、その午前中については火葬待合室の
使用率が低い状況ですので、そこを式場として利用できるようにする形を取ります。

なお、火葬待合室が多い時間帯は昼間なのですけれども、式場の利用が終わった後は、火葬待合室と
して利用できるように、また貸出しを開始するので、そういったところで十分回る体制になっていると
ころでございます。

それから、2点目の、火葬場への移動についてですけれども、現在、エレベーターの改修工事を行っ
ているところです。それに伴ってひつぎ等も上下できるようになりますので、そういった部分で動線等
の確保もしているところとなっております。

○こんの委員

ありがとうございます。分かりました。昨日、私、臨海斎場でご葬儀がありまして、2階も上がった
ので、大丈夫なのかなと、現地も見ながらだったので思ったのですが、こういう改定を出すぐらいです
から、もう当然それは稼働、また使っていけるということで、そうなっているというのは分かったので
すけれども、エレベーターの工事もしながら、いわゆる出棺するときの移動も大丈夫だといったところ
なので、よく分かりました。

今、お通夜をやるご葬儀が大分減ってきているのかな。いわゆる本葬儀だけに今なっている。午前中
に本葬儀をされて、そのまま出棺、火葬というところが増えていたところも併せて、こういう
使い方が可能になったという理解でよろしいでしょうか。

○築山戸籍住民課長

委員おっしゃるとおり、最近の傾向として葬儀の小規模化が進んでおりまして、通夜をやらない一日
葬ですとか、家族のみで行う家族葬が増えていると。そういった状況を踏まえて、今回、式場も、家族
葬ですとか小規模の方、1日で終えたい方向けに貸し出すということで、設定したのになっておりま
す。

○西村委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございます。本当に課長からの今のご説明のとおり、今、民間のあえて桐ヶ谷斎
場と申し上げますが、やはり利用者からするとご負担が物すごく高い。利便性は桐ヶ谷斎場のほうがい
いのけれども、金額がちょっとねという利用者が増加している中で、これからまたお部屋も増やして、
これから需要が増えていくという中で、これ、多分今後もないと思うのだけれども、動物炉がほかのと
ころは多分ありますよね。それで、この臨海斎場の中で、5区の中で、そういう議論というのはあった

のですか。まず1点、そこをお聞きしたいと思います。

○築山戸籍住民課長

動物炉についてでございます。これは臨海斎場で検討しておりまして、結論として、動物炉については実施しないという結果となりました。理由としましては、今後も火葬需要が伸びていく中で、場所の確保が難しいというところが一番大きな理由として挙げられました。やはり火葬需要を考えますと、人体の火葬炉を優先するべきだということで、動物炉については実施しないところになっております。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。当然、ペットも家族だという方が、一定いらっしゃるわけではないですか。区にもそういった動物炉に関してのお問合せがあるかと思うのです。そういう意味合いを含めて、今質問させてもらったのですけれども、それは分かりました。

それで、今、こんの委員からもご質疑があったと思うのですが、今、既存のエレベーター工事をやっていますね。既存のエレベーター工事があって、これから式場が増設になるわけではないですか。その増設に関わる5区の負担額というのは、どういう割合になっていますかね。教えてください。

○築山戸籍住民課長

今後の増築に関する経費ですけれども、これまで組織区が負担金という形で積み立ててきているものがございまして、現在、毎年1億円を組織区が負担してっております。負担の割合につきましては、火葬場、式場の利用割合に応じた負担という形で、負担しているところでございます。今回のエレベーターの改修経費につきましても、こういった積み立てたものから切り崩して対応しているところでございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。そうすると、令和6年度だと、この5区の割合から言うと、大田区の次に品川区ではないですか。2番目だから、負担も順繰りに大田区、品川区という考え方でよろしいわけですね。

○築山戸籍住民課長

そのとおりでございます。

○高橋（伸）委員

すみません、最後にもう1点ですが、臨海斎場のアクセスのことです。臨海斎場は、東京モノレール、流通センター駅を使うか、京浜東北線の大森駅からバスで大田スタジアムまで行くルートしか今ないと思うのですね。これ、区として今後、臨海斎場の需要が増える中、これからどういう要望なり、バス事業者なり、大井ルートとかいろいろあると思うのですが、特に高齢者の方だと、やはり臨海斎場までのアクセスが悪い中、今後どういうふうに考えておられるのかというのを、ぜひお聞きしたいと思います。

○築山戸籍住民課長

まず、アクセスにつきましては、昨年度の区民委員会でもご要望をいただきまして、組織区の品川区として、臨海斎場のアクセスについて引き続き検討してほしい旨、要望しているところでございます。一方、先ほどの式場の話と同じではあるのですが、最近の葬儀の傾向としまして小規模化が進んでいるという中で、乗合いでタクシーでいらっしゃる方が多いので、そうした場合、ドア・ツー・ドアでの移動ということで、今後も小規模化が進んでいくと、そういった移動手段を取られる方も多いかもかもしれませんので、そういう利用状況等を見ながら、必要性等を判断しながら、引き続き要望をしていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員

ぜひ、引き続き要望をよろしくお願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○おぎの委員

では、私から1点だけお聞きしたいのですが、臨海斎場は増築計画を今進められていらっしゃると思うのですが、品川区内のあちこちで、工事現場等でも、資材の高騰であったり現場の働き方であったりして、工期が延びる例というのが散見されますが、臨海斎場に関しては、今の計画に特に変更は今のところ出ていないのか、今の進捗等を少しお聞かせいただけたらと思います。

○築山戸籍住民課長

現在の工事の進捗でございます。臨海斎場からは、もともとの計画の変更があるということは聞いておりません。現在は基本設計を行っている段階でございます。改めて、また基本設計の案ができましたら、区民委員会でもご報告をさせていただきたいと考えております。

○おぎの委員

分かりました。ありがとうございます。

今の設計が、今後を見通してまた詳しいものが出たら、再度お聞かせいただけるということで、増築は北側駐車場を使ってかなり大がかりなものになると思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○せらく委員

私からは火葬料に関してお伺いしたいのですが、令和8年度に料金改定は行わないことということで、3年を目途に定期的に見直しを図ることと書かれていますが、前回は令和5年度ということで、その令和5年度のときは料金の変更というのはどの程度だったのか、教えてください。

○築山戸籍住民課長

前回の改定のときは4万円から4万4,000円に値上がりをしております。

○せらく委員

ありがとうございます。やはり火葬にかかるガス代、電気代、燃料費というのは上昇傾向であったので、この3年間でかなり増えるのかなと思ってはいたのですが、今回は変更なしということで、そういうのは、火葬件数が増えて収入自体も増えたから、そこでバランスが取れているという理由なのでしょうか。この火葬料金改定の概要の（2）番のところで、年間火葬経費は、年間火葬料収入に掛ける改定率となっている計算式を見ると、年間火葬料収入というのが経費を上回っているという事情であるのでしょうか。

○築山戸籍住民課長

委員のおっしゃるとおり火葬件数が増えておりますので、その分、火葬料収入も増えているということで、前回4万円から4万4,000円に値上げしておりますので、そこで現在の経費は賄えているという状況でございます。また、運営としましても、経費が膨らまないように、なるべくコスト削減に向けた取組をしているところでして、例えば予約システムを入れることによって効率化を図る運用を行うなど、無駄な経費を削減していく取組で、区民の負担が増えないような努力をしているというところ

も、臨海斎場から聞いているところでございます。

○せらく委員

ありがとうございます。コスト削減ということも具体的に教えてくださって、理解しました。

それで、今後ですけれども、令和12年度から式場も火葬炉も増えるということで、そこに向けて区民負担というところの見通しというか、想定はいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

今後についてですけれども、やはり燃料費の値上がりですとか、そういったところがどういうふうに出るかが、先が読めない状況でございますので、やはり毎年のかかった経費ですとか、そういったものを確認しながら火葬料は決定することになっていきますので、状況を注視するということになります。

組織区としては、区民負担が増えないようにということで考えておりますので、なるべく無駄なコストが発生しないように確認をしてまいりたいと思っております。

○西村委員長

ほかに。

○藤原副委員長

細かいことは決算特別委員会でやりますが、あえて課長に言っておきたいのですけれども、この死というものに関しては、誰でも、悲しいことだけど、訪れるわけですね。というところで、やはり公の斎場がこうやってできたわけですね、もう歴史はありますけれども。

他施設の比較で、民間は9万円から16万円と出ているではないですか。臨海斎場が4万4,000円、収骨容器を含めてだから、こういうふうに比べれば安価でしょうというお話になるかもしれないけれども、私は、東京都という意味においてはどうだったのかなと。そのときの時代背景はあると思うのですが、他の自治体は無料というところもありますよね。斎場といいますか、火葬においては、全部調べたわけではないのですけれども、東京の近隣なんかにしても、無料は多うございますよね。その中で、やはり限りなく私は臨海斎場も無料に近づけるようにしていけないといけないと思うし、誰でも訪れることは、行政としてここに税金を入れていくということは、区民感情からしても、とんでもないというふうにはならないと、私は思っています。

東京都にある火葬場というのは、公営よりも民間のほうが多いですね。こういうところに行政というのは、やはり富の再配分ということに関しても、私はお金を入れていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○築山戸籍住民課長

副委員長がおっしゃるように、近隣の火葬場の火葬料につきましては、23区よりも安く設定されているところが多いというところは、把握しているところでございます。しかしながら、臨海斎場の火葬料の設定につきましては、適正な利用者負担を求めていくという考え方で、臨海斎場を使用する方としない方との公平性を確保するためというところで、そのような考え方の下、利用者負担を求めているところでございます。

ただ、先ほどのご質問でも回答させていただいたのですけれども、区民の負担が大きくならないよう、区としましてはしっかりと確認をしていきたいと思っております。

○藤原副委員長

そうなのですよ。どこで火葬するかというのは、火葬する方の自由なのですよ。だけれども、私が言いたいのは、公営に関しては、限りなく無料にしていけるべきではないかということなのです。どこを選

んだっていいのですよ、それは自由なのだから。だけれども、民間がこれでどんどん上げていって、そうしたらどうなりますか。

そこで、やはり公ですよ、火葬は。埋葬法だと、少し細かく言えばというのがあと思うのですが、ほとんどの方が、もう100%近く火葬を今するわけですから、その辺について、やはり根本ですよ、物の考えの。やはり品川区に関してその辺というのは、やはりいつも心に思っていていただきたいのですよ。

たしか課長、あれですよ、臨海斎場に行かれたこともありますよね。そういう意味において、やはり親族の方の気持ちを考え、民間でやる方とのということではなくて、公営は限りなく無料に近くしていくんだという考えでやっていっていただきたいと私は思うのです。

決算特別委員会でしたいので、これでこの質問はもうしませんが、その辺についていかがですか。

○築山戸籍住民課長

そうですね、やはり区民の負担がこれ以上増えないようにしたいと。できれば安く火葬ができるなら、それに越したことはないと思いますので、引き続き組織区として、臨海斎場の運営状況を厳しく確認しながら、無駄なコストが発生しないよう、火葬料に転嫁されないよう、そういったところは見ていきたいと考えております。

○西村委員長

その他、よろしいでしょうか。

それでは、他にご発言がないようですので、本件を終了したいと思います。

(3) 窓口の利便性向上の取り組みと日曜開庁の運用変更について

○西村委員長

次に、(3) 窓口の利便性向上の取り組みと日曜開庁の運用変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

窓口の利便性向上の取り組みと日曜開庁の運用変更についてご報告いたします。資料をご覧ください。

区では、窓口の利便性向上を図るため、平成5年度に大井町サービスコーナー、平成14年度に火曜延長窓口、平成19年度に日曜開庁、平成30年度に品川区目黒サービスコーナーを開始いたしました。

また、DXを推進し、マイナンバーカード等を利用した「書かない窓口」や、コンビニ交付、電子申請などの来庁不要な代替手段を積極的に導入し、窓口の利便性向上に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みの結果、ここ数年の日曜開庁の来庁者数は減少傾向にあります。一方、より一層の区民サービス向上に注力するために、効率的な業務運営が求められているところでございます。

こうした状況を踏まえ、日曜開庁の運用を変更することにいたしました。

項番1、区民サービス向上のための取り組みをご覧ください。

(1) マイナンバーカードの取得促進ですが、区ではこれまで取得促進に取り組んできましたが、令和7年6月末時点で、区民のマイナンバーカード保有枚数率は78.0%となりました。

(2) コンビニ交付の導入でございます。これは、各証明書の発行をコンビニのマルチコピー機で取り扱うものです。マイナンバーカード保有者のみが対象ですが、対面窓口よりも手数料は100円安くなっております。平成28年度に住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書の取扱いを開始し、令和3年1月には戸籍証明書にも拡大しました。また、コンビニのマルチコピー機に慣れていただくため、

必要に応じて職員が使い方を説明できるよう、区役所や荏原第一地域センターにもコンビニと同じマルチコピー機を設置しました。コンビニ交付の利用件数、利用率は、導入以降毎年増加しており、令和6年度は35.7%の利用率となっております。

(3) 電子申請の導入でございます。令和4年2月から各種手続のオンライン申請に対応してまいりました。また、令和5年2月からは、マイナポータルを利用した転出届のオンライン申請を開始しました。オンライン転出の利用件数は毎年増加しており、令和6年度は約4割の方が利用されています。

2ページをご覧ください。キャッシュレス化の推進です。令和2年12月にキャッシュレス専用レジを導入し、令和6年度は25%の方にご利用いただいております。また、新たな取組として、令和7年8月1日、来月になりますが、郵送請求におけるクレジットカード決済を導入することにしました。これまで証明書を郵送請求する場合は、郵便局で手数料を支払って定額小為替を準備していただく必要がありましたが、クレジットカード決済に対応することで、区民にとってはこれらの負担が軽減されることになります。これにより、マイナンバーカードを所持しておらず、コンビニ交付やオンライン申請が利用できない方や、第三者請求、士業による職務上請求をされる際の利便性が向上します。

次に、項番2、日曜開庁の現状についてです。

(1) 日曜開庁の取扱件数ですが、過去最も来庁者数が多かったのは平成26年度から29年度にかけてですが、DXの推進等により窓口に来なくてもできる手続が増えたため、減少傾向にあります。その結果、ピーク時と比べ大きく取扱い件数が減少しています。戸籍住民課においては、マイナンバー業務を除いた取扱件数は、平成27年度のピークから61.7%減少しています。

なお、取扱件数の数値ですが、取扱業務単位で集計しているため、延べ件数となっております。例えば転入手続をしてから住民票の写しの交付を受けた場合は、2件とカウントされています。

(2) 戸籍住民課の日曜開庁取扱件数の推移です。グラフをご覧ください。青色が全体の取扱い件数、グレーがマイナンバー業務、オレンジ色が転入・転居、印鑑証明書交付等のマイナンバー業務以外の取扱件数です。平成27年度より開始されたマイナンバー業務の取扱い件数は、年々増加傾向にあります。一方、それ以外の手続については減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、これまで毎週実施していた日曜開庁の開庁日を見直し、第2・第4日曜日の月2回の開庁に変更することにしました。

項番3、日曜開庁の運用を変更する目的でございます。効率的な業務運営を図ることにより、区民のウェルビーイング向上につなげることを目的とします。

①です。職員は日曜日に出勤した場合、平日に振替休日を取っていますが、日曜開庁を見直すことで、平日に勤務できる職員数が増加するため、その分の職員を新たな行政需要等に対応できるようにすることで、区民サービスの向上を図ります。

②、「書かない窓口」、「行かない窓口」など、より一層のデジタル化による行政手続の効率化を図り、区民の利便性を向上させます。

3ページをご覧ください。項番4、日曜開庁の運用概要でございます。

(1) 日曜開庁の開設日についてです。区役所、荏原第一地域センターについては、毎週日曜日だったものを第2・第4日曜日に変更します。

②マイナンバーカード特設会場ですが、こちらは第二庁舎3階で行っているマイナンバーの交付・更新に係る手続ですが、対面手続が原則であり、今後も区民ニーズのある事業ですので、現行のまま、国のシステムメンテナンス日を除いて、毎週日曜開庁を継続します。

③サービスコーナーですが、こちらは大井町駅と目黒駅で開設している行政サービスコーナーですが、

こちら引き続き、土日・振替休日も変更せず継続します。

なお、※１に記載のとおり、第３土曜日の翌日の日曜日は、国のシステムメンテナンスのため、全国的にマイナンバーカード事務の取扱いができません。そのため、現在は、区民の方が第３土曜日の翌日に来庁された場合、転入の手続きはできますが、住所変更に伴うマイナンバーカードの券面変更等ができないため、マイナンバーカードのために再度別日にご来庁いただいております。区民にご迷惑をおかけしないよう、※２のとおり、第３土曜日の翌日が第４日曜日となる月は、第４日曜日を閉庁日とし、代わりに第３、または第５日曜日を閉庁日といたします。

また、※３のとおり、３月下旬から４月上旬は異動の届出をされる方が多いため、その期間は毎週日曜日を閉庁いたします。

（２）開始月です。令和７年１１月からの運用開始を予定しております。

（３）対象窓口および取扱業務は、記載のとおり現行の日曜閉庁の対象窓口取扱業務のとおりです。

項番５、スケジュールでございます。８月以降、ホームページやＳＮＳ、広報しながわ等により区民周知を行い、１１月から運用を開始いたします。

報告は以上となります。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

○こしば委員

ご説明ありがとうございます。まさに行政のデジタルトランスフォーメーションによって、「書かない窓口」、また「行かない窓口」、「待たない窓口」、そういった行政手続というのが、それぞれ区民の方の尊い時間を、可処分時間を生み出すことにつながるの、大変素晴らしいことだと思います。

その上で質問したいのですが、電子申請の中で転出届の割合が出ていたのですが、それ以外の手続の割合というのは書かれていなかったの、そのあたりを教えてくださいと思うのですが、お願いします。

○築山戸籍住民課長

転出届につきましてはマイナポータルが使える手続になっておりまして、「行かない窓口」、いわゆる来庁しなくてもできる手続ということで、その利用率を掲載させていただいているところでございます。

一方、転入・転居ですとか印鑑登録といった手続につきましては来庁が原則になっておりまして、来庁しなければならない手続となっているため、こういった電子申請に対応していないため、こちらの資料には書いていないものとなっております。また、同じくマイナンバーにつきましても、来庁して対面での手続が原則になりますので、こちらも、そのようなオンラインでの実績がない、不可能ということで、記載をしております。

ただ、資料にありますように、証明書の交付等につきましては、記載のとおり利用率が年々伸びているということで、全体で３５．７％、物によっては４０％を超えるものもあるという状況でございます。

○こしば委員

ありがとうございます。そうすると、１ページ目の（３）電子申請の導入の①の後段のところは、来庁することが原則という認識でよろしかったのですか。今の話だと、電子申請だけ来庁しなければい

けないのかというふうにも捉えてしまったのですけれども。それも何か矛盾しているのかなという気がするのです。電子申請をするのだけれども来庁しなければいけないというのが、来庁しなくていい電子申請を通じて、「行かない窓口」を実現させたいわけですよね。でも、来庁しなければいけませんと今おっしゃったので、おかしくないかなと。

○築山戸籍住民課長

手続の種類によって、電子申請ができるものとできないものがありまして、できるものとしては転出届、これは電子申請ができるものになっております。一方、転入・転居、印鑑登録については対面が国の要領で決まっております、来ていただかないとできない手続となっておりますので、こちらについては「行かない窓口」の推進を図る対象ではないというところで、これはもうお越しく下さいという手続となっておりますので、物によって手続があるよというところです。

ただ、来なくてはならない手続というのはかなり限定的なものでございまして、先ほど紹介した転入・転居、印鑑登録、それから、マイナンバーの交付・更新業務になっているところです。

○こしば委員

認識を改めました。ありがとうございました。

それで、「行かない窓口」のところ、転出の話なのですが、ホームページを見ましたら、「行かない窓口」で申請をして、出来上がった書類が今度、郵送で送られてくると思うのですが、郵送代金というのはしばらくの間取らないようなことが書かれておりますけれども、その辺、恒久的というような方向なのか、当面の間なのでまだ分からないのですが、区の考えについて少し教えていただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長

今回、新たな取組として、キャッシュレス化の推進というところでご紹介させていただいたのですけれども、今まで郵送請求というのは手数料を送ってもらう必要があったというところで、郵便局で定額小為替を購入してもらって、それを封筒の中に入れて届けてもらったというところになっております。ただ、その手数料を支払うために郵便局にわざわざ行って、さらに定額小為替を購入するために手数料を別途郵便局に払わなければいけないということがありましたので、それが区民にとって負担になっていたところがありますので、クレジットカード決済を導入することによって、こういう定額小為替を準備する手間がなくなるというところで、そこで軽減を図ったところでございます。

ですので、それ以外につきましての手数料につきましては、交付の手数料は、来庁されようが郵送だろうがかかりますので、それは発生するところになっております。

今後の考え方としましては、郵送請求の場合は、やはり遠方にいるですとか、マイナンバーカードを持ってないですとか、あとはマイナンバーカードを使えない士業の方、そういった方が使うととても便利なサービスなのですけれども、一般の区民の方につきましては、コンビニ交付ですとか、あとは広域交付といった、どこの窓口でも、全国の戸籍ですとか証明書が取れるような形になっておりますので、そういったものを利用していただくのがより利便性が高いかなと考えておりますので、こちらとしては、より区民の利便性が高いコンビニ交付を積極的に促していきたいと考えています。

○こしば委員

ありがとうございます。分かりました。

いずれにしても、こういった「行かない窓口」と、また実際に行って手続をする流れもあると思うのですけれども、そうすると、数字からでも「行かない窓口」、要は行かないで手続をする方も、大変

パーセンテージも増えていく中で、職員の仕事というのも、恐らく窓口の方、会計年度任用職員の方かどうか分からないですけども、そういった方が実際の窓口業務以外にも、そういったオンラインでの申請だとか郵送の手続も、そういったことも兼ねてやるとなると、結構煩雑になってくるかなというところがあるのですが、その辺、例えばこれから、これは総務委員会ではないので、なかなか突っ込みづらいところがあるのですが、人事等でこれから増やしていくとか、時期的に例えば3月とかだとそういう手続が増えていると思いますので、そのあたり、何かまた大変なところにはまた人員を増やしていくとか、そういったお考えとかというのはあるのでしょうか。

○築山戸籍住民課長

業務につきましては、現在、業務委託も入れておりますので、委託でできることについては委託の職員に実施していただくということで、業務をうまく整理しながら、職員負担を軽減していきたいと考えております。また、今後、人員が増員できるかどうかというのは人事課のほうで考えることなので、こちらとしては、回答が難しいところではあるのですが、考え方としましては、やはり平日により複雑な対応をするケースが多いです。やはり亡くなられる方が増えているのに伴い、相続に関して、昔の書類、昔の戸籍が欲しいといったような相談ですとか、また、DVですとか虐待等により住所を知られたくないという方への対応、そういった相談の対応が必要になってきておりまして、先ほど重層的支援という話もあったのですが、横の連携というのも重要になっておりまして、他の所管との連携ですとか、もしくは他の行政機関、そういったつながり等をつなげる業務といったものの負荷が重くなっているところでもありますし、今後、よりそういった相談的な業務に力を入れていきたいと思っておりますので、今回、日曜開庁を縮減することによって生まれた人員というのは、そういった相談業務の充実に充てていきたいなと考えております。

また、併せて、DXも引き続き推進していきたいので、そちらのほうにも注力していきたいと思っています。

○こしば委員

平日に結構込み入った案件にきちんと対応されるケースもたくさんあると思いますが、そこに注力していただければ、また区民の利益につながってくると思いますし、またオンラインの申請も当然扱わなければいけないというところでは、また統計なども取っていると思いますけれども、また、これは人事の話にかかってくるかもしれませんが、またその辺は柔軟に取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○こんの委員

2点、お伺いします。先ほどこしば委員が質問されていた点を確認したいのですが、このキャッシュレス化の推進というところでの米印の案件ですけれども、そうすると、一番このことで要望されていた土業の方が、毎年予算要望などされていたと思うのですが、その方たちの負担軽減という理解でよろしいかというのが1つと、また、この土業の方たちへの周知というのは、8月1日からですから、もう今週末から始まるというところですが、どんなふうにされていくのかというところ。

それから、もう一つが、今度、日曜開庁が第2と第4の日曜日になりますということで、手続的には、区民の方の様々な手続があるのですが、私のイメージとしては、月の初めのほうが、いろいろな手続として、需要が多いのではないかというイメージを持っています。第1と第3という考え方もあったと思

うのですが、第2と第4にしたという理由は何かありますでしょうか。その辺を教えてください。

○築山戸籍住民課長

まず、郵送請求のキャッシュレス化につきましてです。これについては、士業の方も負担軽減につながるものでございます。

それから、周知につきましては、広報しながわですとかホームページ等でご案内をしていく予定でございます。

そして、第1・第3ではなく第2・第4にした理由ですけれども、現在、国のメンテナンス日が第3土曜日の翌日曜日で、マイナンバーカードの事務が取り扱えないということで、そうすると、年間を見てみると、第3土曜日の翌日が第3日曜日になる日のほうが多いので、そうすることで、事務ができる日ということで、第2・第4に決定させていただいたところでございます。

○この委員

ありがとうございます。キャッシュレス化のお知らせについては、一般的にそういう広報だろうというふうには理解できます。あえて今までお声を上げてきたところにお知らせをして差し上げるということも、あってもいいのかなと思いますので、どうかお声が上がってきた、そういう要望が上がってきた士業の方たちに、直接そうしたこともアナウンスをしていただきたいなと要望いたしますが、いかがでしょうかということと、第2と第4、よく分かりました。そういうことですよねということで。いわゆる年度末、年度初めが一番こういう手続が多くなるので、そこは毎週日曜日やりますよということで、分かりました。

どうか引き続きこの業務に関しては効率化を図って、その空いた分のお仕事を違うところという先ほどのような説明もありましたので、いろいろなところで効率的に業務ができるということが大事だと思いますので、応援していきたいと思います。

先ほどの要望についてはいかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長

要望のあった団体についての周知については、検討してまいります。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○高橋（伸）委員

周知のことですが、区役所だと、いろいろなSNSを使ったり広報しながわとかがあると思うのですが、荏原第一地域センターはシティタワー武蔵小山内にあって、マルチコピー機があって、当然この需要は多いと思うのです。荏原第一地域センター管内の14の町会・自治会に関しては、地域活動課とも恐らく連携しないと、周知という部分でいうと、皆さんに、日曜開庁が今度月2回になるというのがやはり伝わり切らないと思うので、この周知に関して、地域センターに関してはどういうふうに周知していくのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

それで、会長とか区政協力委員の皆さんも当然ですけれども、そこからの発信もあると思うのだけれども、あるいは、ポストインという手法も私はありなのかなと思っているのですね。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○築山戸籍住民課長

周知についてですけれども、主に日曜開庁にいらっしゃる方ですけれども、手続関係で今、開いていますので、マイナンバーはマイナンバーでありますけれども、主には転入の方が多いという印象を受け

ております。ですので、周知先は、どちらかというとホームページ等を使って、区外の方が転入される
ときに情報が伝わるようにしていく必要があるかなと思っていますところでございます。

地域センターにつきましては、地域の状況もあるかと思しますので、周知につきましてはまたどうす
るか検討していきたいと思えます。

○高橋（伸）委員

そうですね、やはり転入という部分が今一番というのは、おっしゃるとおりだと私は理解したのです
けれども、その管内で利用される、日曜日にしか行けない人も多分来ると思うので、ぜひ地域の方にも、
町会長も含めて周知徹底をお願いしたいと思えます。これは要望でお願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○藤原副委員長

今までのすばらしい質疑とは真逆になってしまうのですが、何でやめてしまうのですか。というのは、
品川区において日曜開庁というのは非常に評判がよかったではないですか。よかったのですよ。よく
23区の不動産状況とかを見ると、品川区は日曜開庁もやっているみたいな項目が出てくるのですね。
いきなりこうやって出たわけではないですか、区民委員会で、もう第2と第4しかやらないと。来庁者
が減っているからといっても、これ、グラフを見て、2万人以上来ているわけではないですか。2万
5,000人は割っているけれども。やはり区民に対しては、私は喜ばれるサービスの一つだと思っ
ているのですね、日曜開庁というのが。

今日こうやって上がってきてよかったですよ。なぜかといったら、土曜開庁もどうですかと言いそう
になってしまったもの。それぐらい評判がいいわけですよ。

こうやって出て、質問しますが、これ、日曜開庁に関しては、事務事業評価はどのぐらいのランク
だったかということと、課長の答弁を伺っていると、日曜開庁に職員が出てきて、その職員が平日に休
みを取ってしまうから、そういうところの空きが出てしまうから、違う業務に集中させたいというので
あるならば、これこそ、私が議員になったときは、品川区は人口が三十二、三万人ぐらいだったのです
よ。今から26年前ぐらいですけど、たしか。でも、これだけ人口が増えているわけではないですか。
でも、品川区は不断の行政改革によって職員を減らしていますといつも言うのだけれども、区民サー
ビスを考えて、これだけ税収が上がっているなら、これだけ人数が足りないのですと、どんどん要求して
いくべきだと私は思うのです。

今の数でというのもありですけど、やはり区民サービスが目いっぱいになっているということである
ならば、今日は直接関係ないかもしれないけれども、どんどん、人数を増やしてほしいというのは言う
べきだと思うし、改めてもう1回話しますが、日曜開庁は本当によかったですよ、区民にとっては。今
日、急にこうやって出てしまうわけですね。いかがなものなのでしょうか。

○築山戸籍住民課長

日曜開庁の評判がよかったということで、ご意見をいただきました。23区における品川区の日曜開
庁の位置づけはどうなっているかといいますと、現在、品川区の場合、開設場所と開設時間でカウント
すると、どれぐらいの量をやっているかという、23区で3番目に多く開いているところでございま
す。これを、今回、第2・第4に変更することによって、それが6位という位置づけになります。それ
でも23区の中では上位ということで、やはり副委員長がおっしゃられたとおり、品川区は23区
の中でも、非常に窓口という面で充実してやってきたところでございます。

一方、冒頭の目的のところで伝えたとおり、今後、業務運営を図ることによって、やはり区民のウェルビーイング向上につながるような施策につなげていきたいと考えております。この数年でマイナンバー業務ですとか、戸籍住民課の中だけでも、DV等で支援が必要な方の件数も年々増えていっている状況でございます。こういった形で業務量が増えております。

一方、職員につきましては、要望はもちろん私どもとしても、所管からも来ているところではあるのですが、そうは言っても、限られた人数の中で効率よく事務を回していく必要がありますので、その中の取組の一つとして日曜開庁を見直すことによって、注力すべき課題について取り組んでいきたいというところで、今回、日曜開庁の見直しをさせていただいたところでございます。

事務事業評価のランクというところがあったのですが、これは事務事業評価の項目には入れておりませんので、特段そのランクというものがあるわけではございません。

○藤原副委員長

入っていないのですね。またこの続きは決算特別委員会でやりますが、いろいろな業務がありますよ、区の施策の中には行政の業務があるけれども、これはすごく大事だと思いますよ。

私は肌で感じて、感覚的なものだけでも、やはり日曜業務をやっているということが、区民サービスという意味に関しては素晴らしいなと思っていた一人なので、何か急に第2・第4だけという形で出てしまうと、いかなものかなと。日曜開庁を始めたときは、課長ではない理事者の方、歴代の方たちも、すごくこの日曜開庁ということに自信を持ち、誇りを持っていた施策の一つだと思うので、急に第2・第4にという話が出てしまうと、そうですかと何か寂しい思いがしたので、こういう質問をさせていただきました。

決算特別委員会で思い切りまたさせていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

○西村委員長

それでは、ほかにご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了させていただきます。

3 行政視察について

○西村委員長

次に、行政視察についてを議題に供しますが、前回の委員会で決定した所管事務調査の項目や各委員の要望を基に正副委員長で協議した行政視察の案をお示しさせていただきました。あくまで案であります。候補地としまして、まず、兵庫県朝来市で「知的障害者オープンカレッジの取組みについて」視察したいと考えております。次に、兵庫県伊丹市で「市立伊丹ミュージアム整備事業について」、最後に、岡山県岡山市で「スタートアップ支援について」をそれぞれ視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査の項目や委員からの要望のほか、過去の区民委員会の行政視察の調査項目等様々な観点から検討して、正副委員長でおまとめをいたしました。

なお、資料に注記しておりますとおり、相手方との調整次第では、候補地・調査項目の内容や数も含めまして、今後、変更する場合がございます。そのようなことも含めまして、皆様にご了承いただきましたら、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これ以外にも、自治会・町会につながるような取組なども、検討しております。マンションコミュニティの事業なども見に行けないかなと思っておりますので、また、これから皆様のご意見を踏まえまして先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副委員長案をお示ししまして、決定してまいりたいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、先方との調整次第では、候補地・調査項目等を含めまして、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めまして、正副委員長にご一任いただければと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、以上で本件を終わらせていただきます。

すみません、今後のスケジュール、あくまで予定ですけれども、本日から視察先の自治体に申込を開始いたしまして、8月25日月曜日、行政視察計画表をお示しさせていただきます。9月22日、もしくは24日に行政視察の勉強会を行いまして、10月27日から31日あたりで行政視察と進めてまいりたいと思います。

4 その他

○西村委員長

それでは、最後に予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○守屋スポーツ推進課長

それでは、私から、L I G A. i ブラインドサッカートップリーグ2025の開催についてご案内させていただきます。サイドブックスの4、その他の資料をご覧ください。

こちらのトップリーグのL I G A. i ですが、2022年度からブラインドサッカー協会が実施しておりまして、品川で実施される第1節については、品川区との共催で実施しているところでございます。

トップリーグは、競技力や組織力がしっかりしているということを出場の条件とする4チームを選びまして、リーグ戦を3節行うこととなっております。品川区が共催する第1節の日程は、8月2日の土曜日で、場所は区立総合体育館のアリーナで行います。

参加チームは、品川区をホームとしている品川C C パペレシアルをはじめ4チームになります。

8月2日の対戦カードにつきましては、チラシに記載のとおり、8月2日土曜日第1節、下に少し文字が小さいですが、そちらのほうに記載されております。こちらの試合ですが、区民委員会の皆様をぜひご招待させていただきたいと思っておりますので、締切りが大変短くて申し訳ございませんが、観戦をご希望される方は30日の水曜日までに、私、スポーツ推進課長までご連絡いただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○西村委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、そのほかにその他で何かございますでしょうか。

○平原地域活動課長

それでは、私からは、口頭で大変申し訳ございませんが、地域センター等での自習室の開放についてご報告させていただきたいと思います。

区では、この夏休み期間中の児童・生徒の学習場所を充実させる観点から、明日7月29日火曜日から8月29日までの間の平日に、大井第一地域センターと荏原第一地域センターの会議室の一部を、子どもたちの自習室として開放することといたしました。利用時間は9時から16時30分まで、定員につきましては、両センター合わせて24人となっており、先着順で受け付けることとしております。

なお、これらの地域センターとは別に、荏原区民センター、ウェルカムセンター原交流施設、こみゆにていぶらぎ八潮にも自習に活用いただけるフリースペースがございます。こちらが児童・生徒に活用いただけるよう、SNSなどを通じて周知してまいります。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○西村委員長

すみません、私からよろしいですか。

これもホームページに、今おっしゃった場所とかも全部載っているという認識でよろしいですか。

○平原地域活動課長

ホームページでも公表させていただいております、そのことをまたSNS等でも、さらに目に触れるように周知してまいりたいと考えてございます。

○西村委員長

ありがとうございます。

本件につきまして、ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了させていただきます。

そのほか、その他はよろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後2時37分閉会